

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金

本制度では、ひとり親家庭(配偶者のない者が現に児童を養育している家庭)であって、養育費の取り決めについて債務名義となる文書(「公正証書」、「調停調書」、「ADR合意文書」等)を作成された方を対象に、債権回収等を代理することが認められた保証会社又は弁護士と養育費が支払われない場合の受取を目的とする契約等を締結した場合等に、必要となる費用の一部を補助します。

対象となる方

- 交付申請時に、以下のすべてを満たす方
- 川崎市在住のひとり親家庭で、20歳に満たない子の保護者
- 養育費の支払いに関する債務名義を有している方
- 養育費の取り決めの対象者となる児童を扶養している方
- 下記対象となる費用を実際に負担された方
- 過去に同様の補助金を受けていない方(他自治体含む)

対象となる費用 ※上限8万円まで

- ①保証会社と養育費の保証契約を締結した際に必要となる費用
- ②養育費受取に係る民事執行手続き申立てに要した費用
- ③養育費受取に係る弁護士依頼費用のうち、養育費の受取開始後から1年以内に要した費用
- ※すべて養育費に関するものに限ります。

申請書類

①～③共通

- 申請書 (郵送申請の場合は裏面又はホームページからダウンロードできます)
- 養育費支払いに関する債務名義を有する文書の写し (公正証書、調停調書、ADR合意文書など)
- ひとり親家庭を証する書類 (児童扶養手当受給者証の写し、戸籍全部事項証明書など)
- 対象となる費用について、申請者本人が負担したことが分かる書類 (申請者本人宛の領収証など)
- 補助金受取口座に関する確認書類(通帳・カードの写し)

①の費用を申請する場合

- 保証会社と締結した養育費保証に関する契約書の写し

②、③の費用を申請する場合

- 養育費受取について弁護士に依頼したことが分かる書類等(契約書の写しなど)

申請についてのご案内

対象となる費用①～③を負担した日の翌日から1年以内にご申請ください。

オンライン申請はコチラから



※郵送の場合は下記宛先へ必要書類を送付してください

郵送申請の場合

上記申請書類一式を同封の上、下記宛先へ郵送ください。

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当(母子福祉) 宛て



★ご不明な点はお気軽にお問合せください。

※補助金交付には審査があります。

【公正証書等作成費補助金】 【養育費確保支援事業補助金】



【問い合わせ先】

川崎市こども未来局

児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

電話 044 - 200 - 2672

Email 45kodoka@city.Kawasaki.jp

(宛先) 川崎市長

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

(申請者) 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

電 話 _____

川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請及び実績報告します。

なお補助金の交付にあたり必要な事項の確認のために児童扶養手当の受給状況のほか、公簿等を川崎市が確認することに同意します。

1 交付申請

(1) 交付を受けようとする補助金の額 円

(2) 添付書類

- ・養育費の支払いに関する債務名義を有する文書の写し（公正証書など）
- ・ひとり親家庭を証する書類の写し（戸籍全部事項証明書又は児童扶養手当受給者証の写しなど）
- ・保証会社との養育費保証契約書の写し（※該当の場合のみ）
- ・弁護士に養育費回収に係る依頼をしたことが分かる書類の写し（※該当の場合のみ）
- ・対象費用に関して、本人が費用を負担したことが分かる書類の写し（領収書など）
- ・振込口座確認書類（通帳・カードのコピー）
- ・その他（ _____ ）

(3) 振込口座申出欄 ※申請者名義の普通預金口座に限ります

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通
口座名義（カタカナ）	

2 実績報告

1により交付申請した本補助金について、____年__月__日から____年__月__日までに負担した要綱第4条に定める費用は_____円でした。

次に、補助事業の成果については、_____以上報告します。